

家庭用生ごみ処理機器の 購入費用を補助します！

東海村生ごみ処理機器購入設置補助金

ご家庭での生ごみの減量化や
堆肥としての資源化にご活用ください。

**東海村
在住の方へ**



補助対象者

村内在住で、過去3年度以内（※）に「東海村生ごみ処理機器購入設置補助金」の交付を受けていない世帯の世帯主

※詳細は裏面参照

対象の機器及び補助額(いずれか1つのみ、中古品は対象外)

機 種	補 助 額	補助台数
電気式 生ごみ処理機器	購入価格の2分の1（100円未満切捨て） ※上限30,000円	1世帯につき 1基
電気式以外の 生ごみ処理機器 (コンポスト容器等)	購入価格の2分の1（100円未満切捨て） ※上限4,000円（1基につき）	同一年度内に 1世帯につき 2基まで

※**予算に達した時点で終了**となります。

残り受付可能件数は村公式ホームページにて公開しています。
申請の方法その他詳細は裏面をご覧ください。



村公式ホームページQRコード

お問い合わせ
申請先

東海村村民生活部環境政策課 生活環境保全担当

〒319-1192 東海村東海三丁目7番1号

電話 029-282-1711 (代)

メール kanky@vill.tokai.ibaraki.jp



1. 補助の要件について

補助を受けられるのは、以下のすべてを満たす方です。

- 申請者が村内に住所を有し、居住する世帯の世帯主であること。
- 申請者が、過去3年度以内に東海村生ごみ処理機器購入設置補助金の交付を受けていないこと。

令和6年度は、**令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に補助を受けていない方が対象です。**

2. 補助金申請の流れ

① 購入

生ごみ処理機器を購入する。

※販売店の指定はありません。

※購入時には必ず**領収証を受け取ってください**（購入者氏名、購入品の型番号、領収日、金額、販売店名が明記されたもの）。

※購入日と納品日が異なる場合には、納品書も併せて受け取ってください。

② 補助金申請

購入日と納品日のいずれか遅い日から起算して**30日以内**に、環境政策課窓口（東海村役場行政棟4階）にて申請を行ってください。

必要なもの

- ・生ごみ処理機器購入設置補助金交付申請書（様式第1号）
☞環境政策課窓口または村公式ホームページより入手してください。
- ・領収書（領収日と納品日が異なる場合は納品書も必要です）
- ・補助金の振込先が分かるもの（通帳等）
- ・印鑑

